

遞信省官制

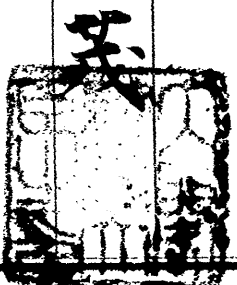
右謹々上奏し恭しく

聖裁を仰ぎ併せて樞密院の議に付

せられむことを請ふ。

昭和二十一年六月十八日

内閣總理大臣 吉田



内

閣

Handwritten notes in vertical columns on the right page, including dates like '昭和二十一年六月十八日' and other illegible text.

内閣

勅令第 號

逓信省官制

第一條 逓信大臣は、郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金及びこれらに附帶する業務並びに航空保安に關する事務を管理し、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、所管行政の考査一般に關する事務を掌る。

第三條 逓信省に左の七局を置く。

總務局

郵務局

内

閣

電務局

工務局

電波局

貯金保険局

資材局

第四條 總務局においては、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の連絡調整に關すること。
- 二 豫算、決算並びに會計及びその監査に關すること。
- 三 従事員の給與、厚生及び養成に關すること。

第五條 郵務局においては、郵便及びこれに附帶する業務に關する事務を掌る。

第六條 電務局においては、左の事務を掌る。

- 一 電氣通信及びこれに附帶する業務に關すること。
- 二 國際電氣通信株式會社に關すること。

第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に關する事務を掌る。

第八條 電波局においては、左の事務を掌る。

- 一 電波統制に關すること。
- 二 電波技術に關すること。
- 三 標準電波並びに標準電波施設の建設及び保存に關すること。
- 四 公衆通信に關するもの以外の無線電氣通信及びこれに附帶する業務に關すること。

内

閣

五 航空保安に關すること。

第九條 貯金保險局においては、左の事務を掌る。

- 一 郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帶する業務に關すること。
- 二 簡易生命保險、郵便年金及びこれらに附帶する業務に關すること。

三 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關すること。

第十條 資材局においては、物品に關する事務を掌る。

第十一條 國有財産及び營繕に關する事務を掌らせるため、遞信省に營繕部を置く。

第十二條 遞信大臣は、必要と認める地に事務所を置いて、遞信省の事務を分掌させることができる。

第十三條 遞信省に左の職員を置く。

遞信事務官又は遞信技官

專任七人 一級

遞信事務官

專任一人 一級

專任百四十三人 二級

專任九千八百七十五人 三級

遞信技官

專任五人 一級

專任百九十一人 二級

專任七百人 三級

内

閣

營繕部長

前項の職員の外、遞信省に遞信手を置く。三級官の待遇とする。

第十四條 營繕部長は、一級の遞信技官を以て、これに充てる。遞信大臣の命を承けて、部務を掌理する。

第十五條 遞信手は、上官の指揮を承けて、事務又は技術に従事する。

第十三條第二項及び前項に規定するものの外、遞信手に關する規程は、遞信大臣がこれを定める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

遞信院官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に内閣所屬の遞信官署の職員の職にある者は、

別に辭令を發せられないときは、遞信事務官は遞信事務官に、遞信技官は遞信技官に、遞信教官は遞信教官に、遞信手は遞信手に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に内閣所屬の遞信官署の職員で休職中のものは、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により遞信部内の職員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。